

第 7 号

熊本県ふるさと・水と土保全基金条例の一部を改正する条例の制定について  
熊本県ふるさと・水と土保全基金条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和3年6月14日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県ふるさと・水と土保全基金条例の一部を改正する条例  
熊本県ふるさと・水と土保全基金条例（平成5年熊本県条例第63号）の一部を次のように改正する。

第1条中「過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）」を「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）の施行を踏まえ、関係規定を整備する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。